

令和7年度版

兵庫県職員互助会会員の皆様へ

団体総合生活保険のご案内

WEB申込締切日 令和7年6月11日(水)午後5時までに登録
(書類到着後、すぐにお手続きいただけます。)

認知症アシスト

自動セット **【対象となる補償】介護補償にご加入いただいた場合**

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間: いずれも土日祝・年末・年始を除く	緊急連絡ステッカー	:午前9時~午後5時	☎ 0120-775-677
	「認知症の人と家族の会」紹介	:午前9時~午後5時	☎ 0120-002-531
	脳健康度チェック	:午前9時~午後5時	☎ 0120-801-276
	認知症介護電話相談	:午前9時~午後5時	☎ 0120-801-276



搜索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】
「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。
*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中または年補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
*2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【搜索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】
「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方あらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「搜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「搜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万が一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。



Android iPhone
平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得してください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的な脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
*本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

株式会社NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」
【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザー登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏
*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
*本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」*3をご利用いただくことも可能です。
*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会」*4をご紹介します。*5
*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

ご注意ください

各サービス共通

- ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1、ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

保険金のご請求について

代理店 (株)兵庫県職員互助サービス
TEL.078-332-1212

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
TEL.0120-720-110 (受付時間:24時間365日)

加入者票に記載の二次元コードやマイページの「事故・請求」機能からも事故受付が可能です。(個人賠償責任補償・携行品損害・ホールインワン・アルバイトロス費用補償はスマホ受付の対象外のため事故受付センターにご連絡ください)
1事故、1被保険者ごとの保険金(入院保険金、通院保険金)の合計額が30万円以下(手術保険金を含まない金額)である場合、原則として診断書のご提出が省略できます。

この保険は、一般財団法人兵庫県職員互助会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人兵庫県職員互助会が有します。
<ご注意>現在ご加入の方につきましては、3ページに記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先 取扱代理店

(株)兵庫県職員互助サービス
TEL.078-332-1212
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-3
兵庫県農業共済会館1階
ホームページ <https://www.hyogo-gojo-s.co.jp>
取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。



携帯からのアクセスはこちら

引受保険会社

- 東京海上日動火災保険株式会社 (幹事保険会社・担当課 神戸公営金融課 TEL 078-333-7241)
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- 損害保険ジャパン株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社

この保険契約は、左記保険会社による共同保険契約であり、幹事会社の東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います(但し、医療補償・がん補償・介護補償は東京海上日動火災保険(株)のみの引受となります)。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

傷害補償
保険料月額 **700円!**
※年齢問わず

介護補償
保険料月額 **750円!**
※60歳の場合

日常生活に関する補償
兵庫県自転車条例にも対応!
保険料月額 **320円!**
※Aタイプ、年齢問わず

医療補償
保険料月額 **440円から!**
※Aタイプ、35歳の場合

がん補償
保険料月額 **270円から!**
※Aタイプ、35歳の場合

医療補償、がん補償については、**2つの質問**に答えるだけでお申込みいただけます。

- 現在の健康状態の告知によって、保険にご加入できない方
- 過去の病気や入院・手術によって、保険にご加入できない方

※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

WEB(PC・スマホ)での加入・更新手続きとなります!

簡単申し込み!



- ・手続き書類を送付しておりません。お手続き方法に記載の二次元コードもしくはURLから「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。
- ・前年度と同内容にて更新される場合、特段のお手続きは不要です。(自動更新となります)

団体総合生活保険 団体割引等 最大約 **36%** 適用

- Point 1** ご希望の補償だけを選択してご加入いただけます!
個人賠償責任補償、携行品補償、ホールインワン・アルバイトロス費用補償は日常生活に関する補償セット(AタイプまたはBタイプ)でのご加入となります。
- Point 2** ご家族も加入できます!
但し、個人賠償責任(家族型)、携行品、ホールインワン・アルバイトロス費用は加入者(会員の方)のみご加入いただけます。
- Point 3** 退職後、89歳まで継続して加入できます!

*1 (1-団体割引25%)×(1-損害率による割引*215%適用) *2 天災危険補償保険料には損害率による割引は適用できません。

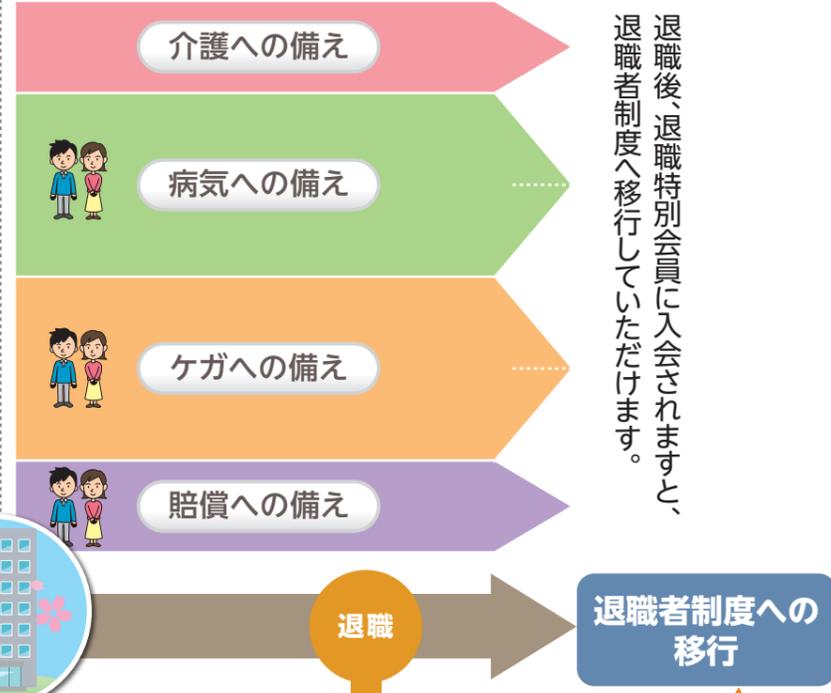
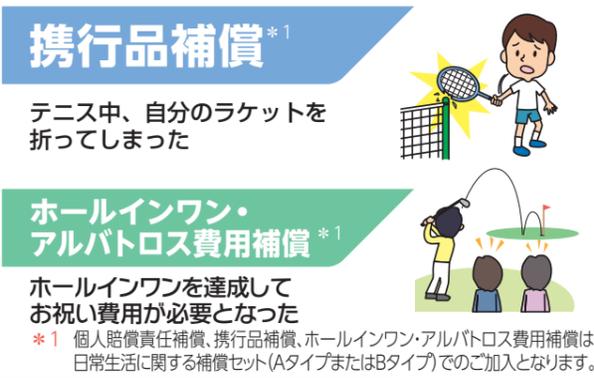
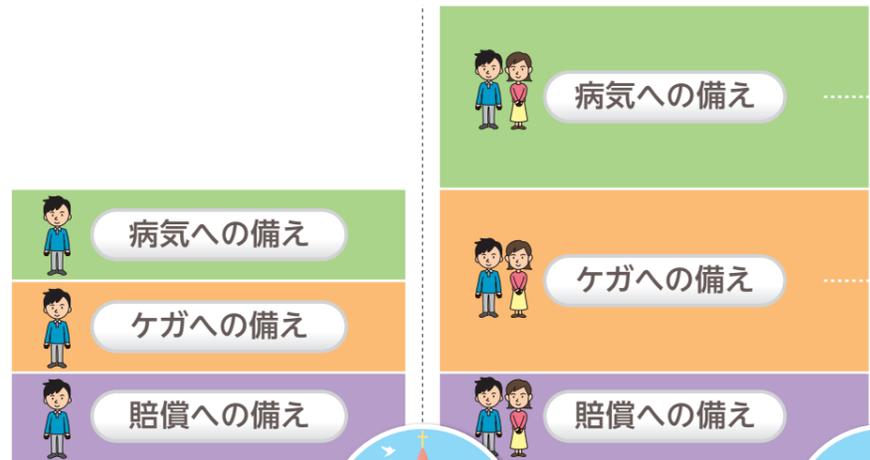
保険期間 令和7年8月1日午後4時から 令和8年8月1日午後4時まで1年間
保険料払込方法 毎月の給与から引き去ります (8月給与から引き去り開始)

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP7記載の「商品改定のご案内」とおりとなりますので、ご確認ください。このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合を含みます。)にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。また、重要な情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、P3記載のURLにてご参照できます。

兵庫県職員互助会会員様専用! あなたとご家族のための保険です!

1年更新なので
ライフステージの変化に合わせて
必要な補償の見直しが可能な
オーダーメイド型の保険商品です!

必要な補償と範囲



保険の対象となる方 団体総合生活保険では、会員の皆さまだけでなく、ご家族もご加入が可能です。ご加入できる方の範囲は以下のとおりです。

【被保険者ご本人となれる方の範囲】

- 兵庫県職員互助会会員
- 上記①の配偶者^{*1}、お子様、ご両親、ご兄弟(配偶者^{*1}、お子様、ご両親、ご兄弟については、「同居か別居か」「同一生計か否か」「血族か姻族か」は問いません。)
- 上記①と同居されているご親族^{*2}の方



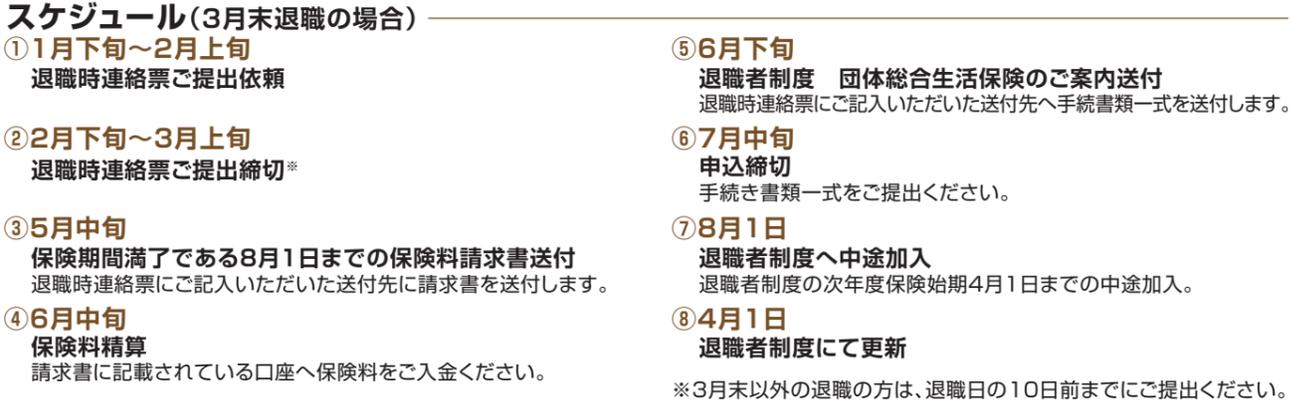
【個人賠償責任、携行品補償、ホールインワン・アルバトロス費用の注意点】

- 加入者(被保険者本人)は会員の方のみとなります。
- 被保険者(保険の補償を受けられる方の範囲)
 - ▶個人賠償責任・携行品補償: 会員本人およびその配偶者^{*1}、会員本人またはその配偶者^{*1}の同居の親族^{*2}、会員本人またはその配偶者^{*1}の別居の未婚^{*3}の子
 - ▶ホールインワン・アルバトロス費用: 会員本人のみ

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※個人賠償責任において、ご本人が未成年者または責任無能力者となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。
 *1 配偶者: 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)。①婚姻意思^{**}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
 *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)
 *3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 *4 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

●手続き方法
退職される場合は「団体総合生活保険事務取扱要領」に掲載の「退職時連絡票」をプリントアウトしていただき、ご記入のうえ(一財)兵庫県職員互助会にご提出ください。(提出締切:退職日の10日前)
退職月の翌々月に(株)兵庫県職員互助サービスからご退職されたご加入者様へ、ご退職～保険期間満了(令和8年8月1日)までの保険料請求書を送付させていただきますので保険料をお振込みください。(振込締切:ご退職月の3か月後の15日)
★退職後、兵庫県職員互助会退職特別会員^{*2}に入会し、退職者制度へ移行を希望される方は別途お申込手続きが必要となります。

*2 兵庫県職員互助会退職特別会員とは、50歳以上で互助会会員期間が10年以上あり、入会手続きをされた方をいいます。



加入手続きについて

◆申し込み方法(新規・変更・更新停止)

- WEB申込締切日 ▶ **令和7年6月11日(水)午後5時までに登録**
- お問い合わせ ▶ (株)兵庫県職員互助サービス 保険課 (TEL.078-332-1212)

◆加入資格及び加入年齢

	加入申込者	被保険者ご本人としてご加入できる年齢*1 (会員本人及びご家族*2)	※被保険者ご本人としてご加入できる年齢*1については、加入申込者の年齢条件充足が前提 *1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。 *2 会員の配偶者・子供・両親・兄弟姉妹・会員と同居の親族 個人賠償責任補償、携行品補償、ホールインワン・アルバイトロス費用補償については、被保険者本人として加入できる方、また補償の対象となる方が傷害補償とは相違する為、パンフレットP.1にてご確認ください。 *3 満5歳以上
傷害補償・個人賠償責任補償・携行品補償 ホールインワン・アルバイトロス費用補償	兵庫県職員互助会会員 (退職後、退職者制度に加入 いただく、その後89歳まで 継続可能)	年齢制限はありません。 (会員本人は満89歳まで)	
医療補償・がん補償		満89歳*3まで更新して加入いただくことが可能です。	
介護補償		満84歳*3までに加入されると満89歳まで更新して加入いただくことが可能です。	

◆注意点

- 告知について ▶ [医療補償、がん補償、介護補償に新たにご加入される場合、または医療補償、がん補償の加入タイプを補償拡大タイプに変更される場合]必ず「健康状態告知」をご確認いただき質問についてご回答をお願いいたします。
- 期間中途での加入及び脱退 ▶ 期間中の加入、脱退はできません。但し、家族加入者で死亡等の事由により脱退される場合は、「脱退届(中途脱退)〔様式2号〕」の提出により中途脱退となります。
- 加入者票 ▶ 後日加入者票をお送りしますので、大切に保管してください。

WEB(PC・スマホ)での加入・更新手続きとなります!

- 手続き書類を同封してありません。お手続き方法に記載の二次元コードもしくはURLから「団体総合生活保険お手続きサイト」にアクセスのうえ、お手続きいただけますようお願い申し上げます。
- 前年度と同内容にて更新される場合、特段のお手続きは不要です(自動更新となります)。

お手続き方法

お手続きサイトでのお申込み完了後は、内容を変更いただけません。
お申込み内容をよくご確認ください、お手続きをお願い申し上げます。

1 下記URLにアクセスします。
<http://ezoo.jp/ds2/hyogogogyo2508>



スマホでも
手続きOK!

2 **ご本人様確認**
「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「職員コード」をご入力ください。
※職員コードは必ず5桁もしくは6桁で入力願います。5桁に満たない場合は職員コードの前に数字のゼロを付加して5桁にしてください。4桁以下でご入力されると本人確認ができず、お手続きサイトに進めないため、ご注意ください。(例:職員コードが1234の場合、01234)



3-1 **新規にご加入の方**
「お手続きサイト」にてすぐにお手続きできます。



※加入手続き後に、メールアドレスを登録いただけます。操作方法は、4ページをご参照ください。

3-2 **契約内容を変更して更新される方
更新停止される方**
ご本人様確認後、画面でメールアドレスを登録します。

登録したメールアドレスで、アクセス用URL・ログイン用IDとパスワードメールを受信します。

メール記載のURLをクリック。
任意のパスワードに変更いただき、
お手続きを開始します。

※以降の操作方法は、5ページをご参照ください。

3-3 **契約内容を変更せず更新される方**
特段のご加入手続きは不要です。
(自動更新となります)

※現在の加入内容は3-2
記載のとおり、お手続き
サイトにアクセスのうえ、
ご確認ください。



- 「団体総合生活保険お手続きサイト」には4月1日時点の人事情報が反映されておりますのでご了承ください。
- 加入者票は7月下旬に各職場へ送付させていただきます。
- 「申し込みます」ボタンを押下した後は修正ができませんのでご注意ください。

お手続きサイトの操作方法

未加入者の方

STEP 1 ▶ トップ画面



お手続きはこちらをクリックします。

STEP 2 ▶ 性別・ご職業のご選択



●ご職業が、自動車運転者、採鉱・採石作業、建設作業、農林業作業、漁業作業、木・竹・草・つる製品製造作業に該当する場合は、その他<職種級別:B>をご選択ください。

STEP 3 ▶ 補償の選択



ご加入される補償の「加入を検討する」をクリックします。

STEP 4 ▶ ご加入されるタイプの選択



ご加入されるタイプを選択のうえ、「確定する」をクリックします。
※複数補償へのご加入を希望される場合は、他の補償についてもタイプを選択してください。
※がん補償の複数タイプのお申込方法については、P6をご参照ください。

STEP 5 ▶ 選択タイプのご確認



タイプ名・保険料をご確認のうえ、「補償を確定し次へ進む」をクリックします。(修正が必要な場合は、「補償を確認」をクリックのうえ、再度プラン選択をお願いします。選択した補償を削除したい場合は、各補償ページの下部「この補償の加入をやめる」をクリックします。)

【被保険者追加】

会員以外のご家族を被保険者として追加されたい場合は、「被保険者を追加」をクリックのうえ、被保険者情報の入力・タイプ選択をお願いします。

※加入者からみた続柄は、「本人以外」より選択ください。
※日常生活に関する補償は、会員本人のみ加入いただけます。

STEP 6 ▶ [医療補償・がん補償・介護補償を選択の場合のみ]健康状態の告知



STEP 7 ▶ ご加入者(会員の方)情報の入力



ご住所、メールアドレス、連絡先を入力します。

STEP 8 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

他の保険契約を選択します。
他の保険契約「あり」を選択いただいた場合、次画面で保険会社等の詳細を入力します。

STEP 9 ▶ ご加入内容の確認



お手続き内容をご確認いただき、間違いがなければ「内容を確定する」をクリックします。そして、「重要事項説明書を表示」をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は、「加入する」をクリックします。
以上でご加入手続きは完了です。受付完了メールが送信されます。

既加入者の方

補償タイプ変更

STEP 1 ▶ 補償の選択

ご希望の補償をお選びください。

補償を見直すをクリックします。

STEP 2 ▶ タイプの選択

ご希望のタイプを選択後、「確定する」をお選びください。

1. 変更・追加したいタイプの**「選択する」**をクリックします。
2. **「確定する」**をクリックします。
3. **「補償を確定し次へ進む」**をクリックします。

STEP 3 ▶ 【医療補償・がん補償・介護補償を選択の場合のみ】健康状態の告知

健康状態に関する質問についてご回答ください。

がん補償

質問① がん診断

質問② がん治療

質問③ がん手術

質問④ がん転移

質問⑤ がん再発

質問⑥ がん転移

質問⑦ がん転移

質問⑧ がん転移

質問⑨ がん転移

質問⑩ がん転移

質問⑪ がん転移

質問⑫ がん転移

質問⑬ がん転移

質問⑭ がん転移

質問⑮ がん転移

質問⑯ がん転移

質問⑰ がん転移

質問⑱ がん転移

質問⑲ がん転移

質問⑳ がん転移

質問㉑ がん転移

質問㉒ がん転移

質問㉓ がん転移

質問㉔ がん転移

質問㉕ がん転移

質問㉖ がん転移

質問㉗ がん転移

質問㉘ がん転移

質問㉙ がん転移

質問㉚ がん転移

質問㉛ がん転移

質問㉜ がん転移

質問㉝ がん転移

質問㉞ がん転移

質問㉟ がん転移

質問㊱ がん転移

質問㊲ がん転移

質問㊳ がん転移

質問㊴ がん転移

質問㊵ がん転移

質問㊶ がん転移

質問㊷ がん転移

質問㊸ がん転移

質問㊹ がん転移

質問㊺ がん転移

質問㊻ がん転移

質問㊼ がん転移

質問㊽ がん転移

質問㊾ がん転移

質問㊿ がん転移

次へ進む

STEP 4 ▶ ご加入者(会員の方)情報の確認

お客様の情報をご入力ください。

ご加入者の情報を確認し、必要に応じて変更します。
※住所変更や改姓の場合は、表示内容を修正してください。

STEP 5 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

他の保険契約を選択します。
他の保険契約「あり」を選択いただいた場合、次画面で保険会社等の詳細を入力します。

STEP 6 ▶ ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いがなければ**内容を確定する**をクリックします。

そして、**重要事項説明書を表示**をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は、**加入する**をクリックします。

以上でご加入手続きは完了です。受付完了メールが送信されます。

被保険者追加

STEP 1 ▶ 被保険者追加

加入内容をご確認のうえ、補償を見直してください。

被保険者追加をクリックのうえ、被保険者情報の入力・タイプ選択をお願いします。
※加入者からみた続柄は、「本人以外」より選択ください。
※日常生活に関する補償は、会員本人のみ加入いただけます。

STEP 2 ▶ ご加入されるタイプの選択

ご加入されるタイプを選択のうえ、**確定する**をクリックします。

※複数補償へのご加入を希望される場合は、他の補償についてもタイプを選択してください。
※がん補償の複数タイプのお申込方法については、P6をご参照ください。

STEP 3 ▶ 【医療補償・がん補償・介護補償を選択の場合のみ】健康状態の告知

健康状態に関する質問についてご回答ください。

がん補償

質問① がん診断

質問② がん治療

質問③ がん手術

質問④ がん転移

質問⑤ がん再発

質問⑥ がん転移

質問⑦ がん転移

質問⑧ がん転移

質問⑨ がん転移

質問⑩ がん転移

質問⑪ がん転移

質問⑫ がん転移

質問⑬ がん転移

質問⑭ がん転移

質問⑮ がん転移

質問⑯ がん転移

質問⑰ がん転移

質問⑱ がん転移

質問⑲ がん転移

質問⑳ がん転移

質問㉑ がん転移

質問㉒ がん転移

質問㉓ がん転移

質問㉔ がん転移

質問㉕ がん転移

質問㉖ がん転移

質問㉗ がん転移

質問㉘ がん転移

質問㉙ がん転移

質問㉚ がん転移

質問㉛ がん転移

質問㉜ がん転移

質問㉝ がん転移

質問㉞ がん転移

質問㉟ がん転移

質問㊱ がん転移

質問㊲ がん転移

質問㊳ がん転移

質問㊴ がん転移

質問㊵ がん転移

質問㊶ がん転移

質問㊷ がん転移

質問㊸ がん転移

質問㊹ がん転移

質問㊺ がん転移

質問㊻ がん転移

質問㊼ がん転移

質問㊽ がん転移

質問㊾ がん転移

質問㊿ がん転移

次へ進む

STEP 4 ▶ ご加入者(会員の方)情報の確認

お客様の情報をご入力ください。

ご加入者の情報を確認し、必要に応じて変更します。
※住所変更や改姓の場合は、表示内容を修正してください。

STEP 5 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

他の保険契約を選択します。
他の保険契約「あり」を選択いただいた場合、次画面で保険会社等の詳細を入力します。

STEP 6 ▶ ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いがなければ**内容を確定する**をクリックします。

そして、**重要事項説明書を表示**をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は、**加入する**をクリックします。

以上でご加入手続きは完了です。受付完了メールが送信されます。



更新停止

STEP 1 ▶ 補償の選択

ご希望の補償をお選びください。

補償を見直すをクリックします。

STEP 2 ▶ タイプの選択

1. 最下部の**「この補償の加入をやめる」**をクリックします。
2. ポップアップメッセージが表示されるため、**「OK」**をクリックします。
3. **「補償を確定し次へ進む」**をクリックします。

※手順1～3の操作を繰り返し、更新停止したい全ての被保険者の補償を削除します。

STEP 3 ▶ 更新停止の受付完了

更新停止の受付完了

またの機会をお待ちしております。

お客様宛に更新停止受付メールが送信されます。
操作を終了する場合は、**ログアウト**をクリックします。

がん補償 複数タイプへのご加入方法

申込例

Point

A(A・A1・A2・A3)・B・Cそれぞれに加入される場合、被保険者欄をわけてご入力ください。

以下のパターンでの加入の際は、ご注意ください!

パターン①

現行の「がん診断保険金100万円」のご加入者が、「がん診断保険金200万円」へ補償を変更されたい場合、新たに申し込む「がん診断保険金200万円」の契約については、**健康状態告知が必要となります。**

パターン②

現行の「がん診断保険金100万円」のご加入者が、追加で「がん診断保険金200万円」に加入することで、がん診断保険金300万円の補償が提供可能です。ただし、追加で申し込む「がん診断保険金200万円」の契約については、**健康状態告知が必要となります。**

パターン③

現行の「がん診断保険金100万円」の未加入者が、「がん診断保険金100万円」「がん診断保険金200万円」に加入することで、がん診断保険金300万円の補償が提供可能です。新たに申し込む「がん診断保険金100万円」「がん診断保険金200万円」の契約については、**それぞれ健康状態告知が必要となります。**

がん補償の複数タイプへのお申込方法

<東海太郎様がBタイプ・Cタイプへの加入を希望される場合>

1 まずは、いずれか一方のがん補償タイプをご選択ください。



2 次に、被保険者追加をクリックし、同一の被保険者情報をご入力ください。



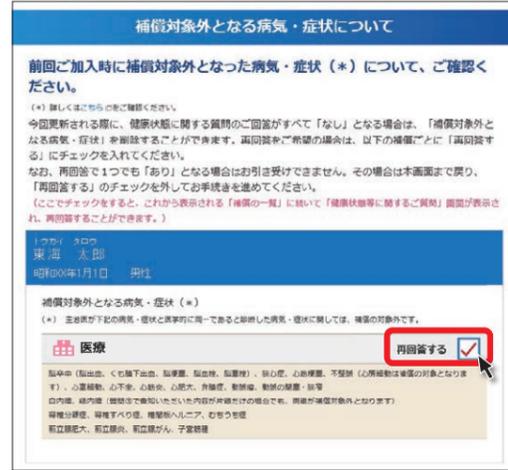
3 ②で追加した被保険者について、もう一方のがん補償タイプをご選択ください。



2つの被保険者タブにて、がん補償(Bタイプ・Cタイプ)がご選択できていることをご確認ください。

再告知(特定疾病不担保特約の削除)について

前契約で補償対象外となる病気・症状が設定されているお客様(特定疾病不担保特約がセットされてるお客様)は、お手続き中に「補償対象外となる病気・症状について」画面が表示されます。今回更新される際に、健康状態に関する質問のご回答がすべて「なし」となる場合は、「補償対象外となる病気・症状」を削除することができます。



1. 「再回答する」にチェックをすると、これから表示される「補償の一覧」に続いて、「健康状態等に関するご質問」が表示され、再回答することができます。
2. 補償の見直しを行わない場合は、「健康状態の告知」画面まで進んでいただき、ご質問にご回答ください。ご回答がすべて「なし」となる場合は、特定疾病不担保特約を削除し、更新されます。

※特定疾病不担保特約がセットされているお客様で、上記のお手続きをされない場合、特定疾病不担保特約がセットされたまま自動更新となりますので、ご注意ください。

⚠️ その他のご注意点

- がん補償については、複数タイプにご加入いただけます。お申込パターンやお申込方法については、P6下部をご参照ください。
- 1つ前の画面に戻りたい場合は、各画面下部の「戻る」を押して、前の画面に戻ります。ブラウザの「戻る」ボタンを押下すると、最初の画面に戻る可能性がありますのでご注意ください。
- お手続きサイトには4月1日時点の人事情報が反映されております。ご本人様確認画面にてご入力いただいた「お名前(カナ)」「生年月日」「職員番号」のいずれか1つでも人事情報と異なる場合は、本人確認ができないため、お手続きに進むことができませんのでご注意ください。
- ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@d1.tmnf.co.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メール・お申込み完了メールをお届けできない場合があります。

商品改定のご案内

主な改定ポイント

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償		①傷害補償	②賠償・財産・費用に関する補償
①	②	改定項目	
○	○	「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大	
○	○	「ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	
○	○	「ドローン」の取扱いの明確化	
○	○	道路交通法改正に伴う改定	

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

1 傷害補償 (天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約)

概要

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

Point

- 近年多発している熱中症になった場合にも各保険金をお支払いします。
- 天災(地震もしくは噴火またはこれらによる津波)によるケガもお支払いの対象となります。

補償の範囲

たとえば... こんな場合に保険金をお支払いします。(国内外問わず対象となります。)



(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、WEB申込画面に掲載の「補償の概要等」をご覧ください。)

保険金額(補償額)と保険料表

●加入限度/1名につき5口を限度とします。

タイプ	Aタイプ(本人型)	
一口あたりの月払保険料	月額 700円	
一口あたりの補償内容	入院保険金日額 (1日あたり)	日額 2,300円
	通院保険金日額 (1日あたり)	日額 1,500円
	死亡保険金額	154.0万円
	後遺障害保険金額	程度により死亡保険金額の4%~100%
	手術保険金額 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	入院中の手術 : 入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 : 入院保険金日額の5倍
	天災危険	セット
	特定感染症	セット(死亡保険金・手術保険金は対象外となります)
熱中症危険	セット	

※既加入者の場合、WEB申込画面に前年度ご契約いただいた「職種級別」が表示されております。変更のある方につきましては、内容を修正ください。

2 日常生活に関する補償

個人賠償責任補償

概要

示談交渉付帯

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

補償の範囲

たとえば… 次のような事故により法律上の賠償責任を負ったときに保険金が支払われます。

**兵庫県
自転車条例^{*2}
にも対応!**



自転車事故による高額賠償事例が相次いでいます。

**自転車で誤って人をはねてしまった
(原動機付自転車は対象外)**

飼い犬が他人を噛んでケガをさせた

風呂の水を止め忘れ水漏れを起こし階下の人に損害を与えた

ゴルフ中、誤って他人にケガをさせた

NEW 学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。但し、東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、相手方との示談交渉はできませんので、ご注意ください。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

*2 兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

携行品補償

概要

日本国内外を問わず、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

補償の範囲

たとえば… 次のような携行中の身の回り品の損害に対し保険金が支払われます。



ゴルフ中、自分のクラブを折ってしまった



テニス中、自分のラケットを折ってしまった



旅行中、カメラを落として壊した



通勤途中で、ハンドバッグを奪われた

損壊した携行品の写真、修理見積書または修理不能証明書が必要となります。盗難の場合は警察への届出が必要となります。

※補償の対象とならない携行品があります。対象となる携行品の範囲等詳細はWEB申込画面に掲載の「補償の概要等」をご覧ください。

ホールインワン・アルバトロス費用補償

概要

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロス*を達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

(注)「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。

補償の範囲

たとえば… 次のような費用が保険金として支払われます。



ホールインワンをして友人に記念品を贈呈した



ホールインワンをして祝賀会を開いた



ホールインワンをしてゴルフ場に記念樹を植えた



ホールインワンをして、キャディに祝儀を渡した

*同伴競技者および同伴キャディ等の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)、または、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロスであり、ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

保険金額(補償額)と保険料表

●加入者(被保険者本人)は会員の方のみで、申込口数は1口となります。

タイプ		Aタイプ	Bタイプ
月払保険料		月額 320円	月額 720円
補償内容	個人賠償責任補償(家族型)	国内1億円 国外1億円 (1回の事故についての限度額)	国内1億円 国外1億円 (1回の事故についての限度額)
	携行品補償(国内外補償)* 1事故につき(免責金額)自己負担額 5,000円(家族型)	30万円 (保険期間を通じての限度額)	30万円 (保険期間を通じての限度額)
	ホールインワン・アルバトロス費用補償(本人型)	×	50万円

*携行品補償は保険期間を通じて上記保険金額(補償額)を限度にお支払します。

3 医療補償

概要

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

Point

- ご加入の際、医師の診査は不要です。
WEB申込画面の質問欄に健康状態を正しくご回答ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。必ず「健康状態告知」をご確認いただき質問についてご回答をお願いいたします。
- すべてのプランで日帰り(1日)入院からの補償!
1回の入院について60日が保険金お支払いの限度となります。
- 高額な費用がかかる先進医療に係る技術料に対しても、1,000万円を限度に実額で補償されます!

※年齢は保険期間の初日時点の満年齢をいいます。

補償の範囲

疾病入院保険金	病気で入院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
疾病手術保険金 傷害手術保険金	病気やケガで手術*1をしたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額の5倍・10倍・40倍の保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療保険金	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
傷害入院保険金	ケガで入院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
退院後通院保険金	病気やケガで入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。
総合先進医療保険金	病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、WEB申込画面に掲載の「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。



先進医療ってよく聞けれど

先進医療*に係る技術料は全額自己負担です。

*「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)

さらに 先進医療とは? どれくらい費用がかかる?

●「先進医療」とは?

令和6年1月1日現在で80種類あります。
「先進医療に係る費用」については全額自己負担!
「先進医療に係る費用」以外の、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。
【出典】厚生労働省 令和6年HPより

●「先進医療の技術料」は、全額自己負担!

(診察料、投薬料、入院費等は公的医療保険が適用されます。)

先進医療の例	先進医療技術	技術料(平均額)	平均入院期間
	陽子線治療	2,692,988円	14.9日

【出典】生命保険文化センター 令和6年HPより

だから 入院や手術の補償に加え、先進医療を補償する「医療補償」だと安心です。

例えば) 総医療費が100万円、うち先進医療に係る費用が20万円だったケース

1. 先進医療に係る費用20万円は、全額を患者が負担します。
2. 通常の治療と共通する部分(診察、検査、投薬、入院料*)は、保険として給付される部分になります。

保険給付分* = 80万円(10割) [7割にあたる56万円が各健康保険制度から給付、3割にあたる24万円が患者の一部負担金。]

<上記に係る例図>



※保険給付に係る一部負担については、高額療養費制度が適用されます。

【出典】厚生労働省 令和6年HPより

1 医師の診査不要! 2つの質問に答えるだけでお申込みできます!

※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

2 過去の入院歴について、10日未満の入院は告知不要!

2つの項目が「なし」の場合、各タイプにご加入いただけます!

告知事項

質問1 告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

質問2 告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

保険金額(補償額)と保険料表

※申込口数は1口となります。

いろいろ選べます!



タイプ	基本タイプ(本人型)				充実タイプ(本人型)			
	A	B	C	D	E	F	G	H
疾病入院保険金日額	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
傷害入院保険金日額	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
退院後通院保険金日額	×				3,000円	5,000円		
疾病手術保険金額 傷害手術保険金額 (重大手術の支払倍率 変更に関する特約)	重大手術(傷害・疾病)入院保険金日額の40倍 (重大手術の詳細はWEB申込画面に掲載の「補償の概要等」参照) 上記以外 入院中 (傷害・疾病)入院保険金日額の10倍 の手術 入院中以外 (傷害・疾病)入院保険金日額の5倍 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして* 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。							
放射線治療保険金額	(疾病)入院保険金日額の10倍							
総合先進医療保険金額	総合先進医療基本保険金額 1,000万円 (実額払でお支払いします) 総合先進医療一時金額 10万円							
年 齢	月 払 保 険 料							
5 ~ 9歳	310円	470円	710円	870円	380円	580円	820円	980円
10 ~ 14歳	290円	440円	660円	810円	360円	550円	770円	920円
15 ~ 19歳	310円	470円	710円	880円	380円	580円	820円	990円
20 ~ 24歳	390円	600円	920円	1,130円	470円	740円	1,060円	1,270円
25 ~ 29歳	410円	630円	970円	1,200円	500円	780円	1,120円	1,350円
30 ~ 34歳	420円	660円	1,010円	1,240円	520円	830円	1,180円	1,410円
35 ~ 39歳	440円	680円	1,050円	1,300円	550円	860円	1,230円	1,480円
40 ~ 44歳	470円	730円	1,130円	1,400円	590円	930円	1,330円	1,600円
45 ~ 49歳	570円	900円	1,400円	1,730円	720円	1,150円	1,650円	1,980円
50 ~ 54歳	700円	1,120円	1,750円	2,170円	890円	1,450円	2,080円	2,500円
55 ~ 59歳	920円	1,490円	2,340円	2,900円	1,200円	1,970円	2,820円	3,380円
60 ~ 64歳	1,260円	2,060円	3,250円	4,050円	1,670円	2,750円	3,940円	4,740円
65 ~ 69歳	1,660円	2,730円	4,320円	5,380円	2,270円	3,760円	5,350円	6,410円
70 ~ 74歳	2,220円	3,650円	5,800円	7,230円	3,280円	5,420円	7,570円	9,000円
75 ~ 79歳	2,730円	4,510円	7,170円	8,940円	4,140円	6,860円	9,520円	11,290円
80 ~ 84歳	3,250円	5,370円	8,540円	10,660円	4,730円	7,840円	11,010円	13,130円
85 ~ 89歳	3,220円	5,310円	8,460円	10,550円	4,700円	7,780円	10,930円	13,020円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

4 がん補償

概要

がんと診断確定された場合や、がん治療のために入院された場合等に保険金をお支払いします。

Point

- ご加入の際、医師の診査は不要です。
WEB申込画面の質問欄に健康状態を正しくご回答ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。必ず「健康状態告知」をご確認いただき質問についてご回答をお願いいたします。
- 初期のがんでも補償対象となります。
・「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。
- 再発・転移してもお支払します。
・がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆた後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、**それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。**
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
- がん診断保険金の組み合わせによっては100万円・200万円・300万円をご準備することが可能です。

※年齢は保険期間初日での満年齢をいいます。

補償の範囲

がん闘う準備金として	診断保険金	初めてがんと診断確定されたとき、一旦治ゆた後、がんが再発したと診断確定されたとき等、入院の有無にかかわらず一時金としてお支払いいたします。
治療に専念していただくために	入院保険金	がんで入院されたとき入院1日目(日帰り入院も含まれます)から(入院保険金日額×入院日数)をお支払いいたします。
手術に打ち克つために	手術保険金	がんの治療のため所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍をお支払いいたします。
通院時の医療費や交通費などに	通院保険金	がんの治療で20日以上継続して入院した場合で、入院前または退院後の所定の期間内に通院されたとき(通院保険金日額×通院日数)をお支払いいたします。 ※「1入院」についての通院日数は45日が限度です。

ニーズに合わせて追加できる特約

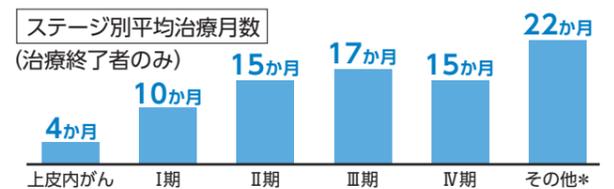
がん通院保険金の補償拡大特約 通院しながら治療を受ける際の備えに

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
三大治療のために通院をした場合 ※三大治療…所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療	入院の有無を問わず日数無制限で通院保険金日額をお支払いします。
上記以外のがん治療のために入院後、その前後に通院をした場合	入院日数を問わず入院前60日間または退院後365日間について通院保険金日額をお支払いします。

抗がん剤治療特約 3大治療法の1つである抗がん剤治療への備えに

保険期間中に入院または通院による抗がん剤治療を開始した場合に、**抗がん剤治療をした日の属する各月について抗がん剤治療保険金5万円/月をお支払いします**

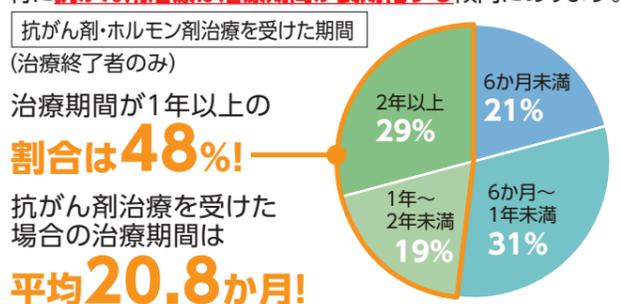
がんの治療期間は、がんの進行度や治療内容により異なり、**長期におよぶ**こともあります。



がんの治療期間は **平均12.3か月!**

*白血病・脳腫瘍等ステージのないがんを分類しています。

特に**抗がん剤治療は治療期間が長期化する**傾向にあります。



(出典:「がん治療に関する調査」東京海上日動あんしん生命調べ)

1 医師の診査不要! 2つの質問に答えるだけでお申込みできます!

※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

2 告知対象となる検査の種類、病気、症状をがんリスクに関するものに限定します!

改定後の告知事項

質問1 今までに「がん」または「上皮内がん」*1と医師に診断されたことがありますか。

*1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例	が ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

質問2 告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、別表(WEB申込画面掲載)の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

保険金額(補償額)と保険料表

がんに手厚く備えたい方は、最大3タイプお申込可能

日額払型と一時金型の複数タイプにお申込可能です! 複数タイプへのお申込方法はP6をご参照ください。

タイプ	日額払型(本人型)				一時金型(本人型)	
	Aタイプ	A1タイプ	A2タイプ	A3タイプ	Bタイプ	Cタイプ
抗がん剤治療特約	×	×	5万円	5万円	×	×
がん通院保険金の補償拡大特約	×	○	×	○	×	×
がん診断保険金	×				100万円	200万円
入院保険金日額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	×	×
手術保険金額(手術の種類により)	10・20・40万円	10・20・40万円	10・20・40万円	10・20・40万円	×	×
通院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	×	×
年 齢	月 払 保 険 料				月 払 保 険 料	
5～9歳	20円	20円	40円	40円	100円	200円
10～14歳	20円	20円	40円	40円	150円	300円
15～19歳	20円	20円	60円	60円	110円	220円
20～24歳	50円	60円	110円	120円	50円	110円
25～29歳	80円	100円	160円	180円	120円	230円
30～34歳	180円	230円	300円	350円	200円	390円
35～39歳	270円	370円	490円	590円	280円	560円
40～44歳	390円	570円	770円	950円	410円	820円
45～49歳	570円	850円	1,110円	1,390円	580円	1,150円
50～54歳	710円	1,060円	1,460円	1,810円	940円	1,870円
55～59歳	1,070円	1,540円	2,120円	2,590円	1,470円	2,930円
60～64歳	1,710円	2,400円	3,180円	3,870円	2,130円	4,260円
65～69歳	2,470円	3,250円	4,390円	5,170円	2,840円	5,680円
70～74歳	3,200円	4,090円	5,660円	6,550円	3,530円	7,060円
75～79歳	3,790円	4,580円	6,570円	7,360円	4,260円	8,520円
80～84歳	4,330円	5,030円	7,090円	7,790円	5,000円	10,010円
85～89歳	4,720円	5,290円	7,060円	7,630円	5,720円	11,430円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

5 介護補償

概要

所定の介護状態となったときに、300万円の一時金を受け取ることができます。
公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

Point

- 公的介護保険制度では給付の対象外となる年齢の方も補償します。
公的介護保険制度では制度の対象とならない方*にも、補償をご提供することが可能となりました。
* 40歳未満の方または40歳以上64歳以下で介護保険法施行令第2条に定められている「特定疾病」以外が原因で要介護状態もしくは要支援状態となった方。
- ご加入の際、医師の診査は不要です。
WEB申込画面の質問欄に健康状態を正しくご回答ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
必ず「健康状態告知」をご確認いただき質問についてご回答をお願いいたします。

補償の範囲

独自基準追加型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、WEB申込画面に掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

- 公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。
- 公的介護保険制度で介護認定がされない方も、東京海上日動所定の要介護状態であれば、補償されます。

		5歳～39歳	40歳～64歳	65歳～84歳*2
原因	特定疾病	公的介護保険の保障範囲		
	上記以外	公的介護保険の保障範囲外		

本保険の補償範囲

*2 更新契約の場合は、更新時の被保険者年齢が89歳以下とします。



公的介護保険はあるけれど…?

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかるお金は…?

一時費用*1の合計：平均74万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財) 生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす
■ 自走式 …… 6～19万円
■ 電動式 …… 30～50万円

階段昇降機
■ いす式直線階段用 …… 50万円～
※ 工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)
■ 15～50万円
※ 機能により金額は異なる

手すり
■ 廊下・階段・浴室用等 …… 1万円～
※ サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

ポータブルトイレ
■ 水洗式 …… 1～4万円
■ シャワー式 …… 10～25万円

移動用リフト
■ 据置式 …… 20～50万円
■ レール走行式 …… 50万円～
※ 工事費別途

【出典】(公財) 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、WEB申込画面に掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額(補償額)と保険料表

※ 申込口数は1口となります。

タイプ	Aタイプ(本人型)
介護補償保険金額	300万円
年齢	月払保険料
5～9歳	10円
10～14歳	10円
15～19歳	10円
20～24歳	10円
25～29歳	20円
30～34歳	40円
35～39歳	80円
40～44歳	150円
45～49歳	180円
50～54歳	240円
55～59歳	350円
60～64歳	750円
65～69歳	1,560円
70～74歳	3,430円
75～79歳	7,880円
80～84歳	14,890円
更新加入のみ	85～89歳 35,370円

※ 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。
※ 新規加入は満5歳以上満84歳までの方となります。 ※ 85歳で更新される場合、保険料が大きく上がります。



公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。



お申込に関するよくあるご質問

Q 手続き内容を修正できますか？

A お手続きサイトで加入手続きが完了した場合、お客様で補償を変更いただけません。

Q 途中まで入力した内容を保存して操作を中断できますか？

A 画面右下の「一時保存」ボタンをおすと、その時点の内容を保存します。画面に「一時保存」ボタンがない場合、「一時保存」ボタンが表示される画面まで「戻る」ボタンで戻ってください。以前に保存した内容がある場合はその情報を上書きします。なお、保存した内容は募集期間終了まで一時保存可能です。
(一時保存画面で、メールアドレスを登録せずに画面を閉じてしまうと、一時保存できませんのでご注意ください。)

Q 一時保存した状態から操作を再開したい。

A 一時保存完了の際にお手続きサイトのURLを記載したメールを送信しますのでそこからアクセスして、操作を再開してください。操作再開時の画面にある「やり直す」ボタンをおしていただくこと一時保存した内容を削除し、最初から入力いただけます。

補償に関するよくあるご質問

Q 傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償は、別居の両親や結婚した子供は加入できますか？

A ご両親、お子様は別居、同居を問わず加入可能です。

Q 個人賠償責任補償・携行品補償の「保険の対象となる方」の範囲は？

A 会員、会員の配偶者、会員またはその配偶者の同居のご親族(*1)・別居の未婚(*2)のお子様(下宿している大学生等)が対象となります。
(*1)親族とは、ご本人の6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)
(*2)未婚とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。

Q 事故の報告はいつまでにすれば良いですか？

A 事故の発生日時、場所、事故の概要を直ちに(介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償等については30日以内に)ご連絡ください。

Q 傷害補償の保険金請求の際に診断書は必要ですか？

A 入院・通院保険金の合計請求額が30万円以下なら診断書は原則不要です。

Q 傷害補償は、蜂刺されは対象になりますか？

A 蜂に刺されたことが確認できれば傷害補償の対象になります。

Q 個人賠償責任補償では国外での事故も対象になりますか？

A 個人賠償責任補償では、日本国内外における日常生活で生じた偶然な事故によって第三者の身体・生命を害し、又は財物を破損したことにより負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

Q 保険期間中に加入者や家族に異動があった場合はどうしたら良いですか？

A ご加入者及びご家族に異動(改姓・死亡等)があった場合は、すみやかに(株)兵庫県職員互助サービスにご連絡ください。

Q セルフプレーでホールインワンをした場合にはどうしたら良いですか？

A 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。同伴キャディがない場合は、ゴルフ場使用人、先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者に該当する方の目撃証明がある場合またはビデオ映像によりホールインワンを客観的に確認できる場合にお支払いが可能です。詳しくは(株)兵庫県職員互助サービスまでお問い合わせください。

Q 介護補償は公的介護保険の対象年齢以外でも加入できますか？

A 加入いただけます。詳細はP15の補償の範囲をご覧ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。



転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: いずれも土日祝・年末・年始を除く

☎ 0120-428-834

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。



*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: いずれも土日祝・年末・年始を除く

☎ 0120-285-110

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお答えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

